

平成 30 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社NEW ART HOLDINGS
代 表 者 名 代表取締役会長 白石 幸 生
(J A S D A Q ・ コード 7 6 3 8)
問 合 せ 先 取 締 役 松 橋 英 一
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

(訂正)「孫会社設立に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 30 年 10 月 3 日に開示しました「孫会社設立に関するお知らせ」につきまして、事実の認識に一部相違がありましたので、下記のとおり一部訂正いたしました。

なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

【訂正箇所】

1. 孫会社設立の理由の 4 行目

(訂正前)

1. 孫会社設立の理由

その中で、開発者報酬としてトークンを受領しており、仮想通貨交換所を介しての売買及び運用ニーズが高まることから、運用事業の強化を図るために株式会社ニューアート・キャピタルを設立することといたしました。

(訂正後)

1. 孫会社設立の理由

その中で、開発者報酬としてトークンを受領する予定^{※1}であり、仮想通貨交換所を介しての売買及び運用ニーズが高まることから、運用事業の強化を図るために株式会社ニューアート・キャピタル^{※2}を設立することといたしました。

※1仮想通貨交換所におけるトークンの取り扱いの開始が決定された時点で受領する予定です。

※2 株式会社ニューアート・キャピタルにつきましては、平成 30 年 10 月 19 日に開示しました「孫会社(株式会社ニューアート・キャピタル)設立の中止に関するお知らせ」のとおり、設立を中止いたしました。

以 上